岩手県	平成二十五年三月三十一日までの間	百三十人
	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	七十人
	平成二十五年三月三十一日までの間	二百七十人
宮城県	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	百七十五人
	平成二十五年三月三十一日までの間	三百五十人
福島県	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間	二百九十五人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百五十四号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年十一月三十日とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　淳

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百五十五号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七条の二第四号、第七条の三第三項及び第九条並びに登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に、「契約」を「事業契約」に改め、本則を第三条とし、同条に見出しとして「（地方公共団体の議会の議決を要する事業契約）」を付し、同条の前に次の二条を加える。

（親会社等）

第一条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条の二第四号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2　ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、この条の規定を適用する。

（技術提案について準用する公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定の読替え）

第二条　法第七条の三第三項の規定により公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する場合においては、同法第十二条第四項本文中「発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等（以下「公共施設等の管理者等」という。）は、その募集に応じようとする者に対し技術提案を求めて同条第二項に規定する特定事業を実施する民間事業者を選定する」と、同法第十三条第一項前段及び第十四条中「発注者」とあるのは「公共施設等の管理者等」と読み替えるものとする。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第九項及び第十一項並びに第十一条第二十八項及び第三十二項中「第十条第一項」を「第五条第二項第五号」に、「事業計画又は協定」を「事業契約」に改める。